

## 「健康寿命日本一おうえん企業」登録制度要綱

### 1 目的

平成27年9月に策定した「安心活力発展プラン2015」に掲げる「健康寿命日本一」を達成するため、県が大分県民の健康寿命延伸への取組を支援する企業を登録し、企業が多面的かつ革新的な支援を促進することを目的とする。

### 2 定義

大分県民の健康寿命延伸への取組を支援する企業を「健康寿命日本一おうえん企業（以下「おうえん企業」という。）」と定める。

### 3 対象

企業又は団体（公益法人、一般法人、NPO法人等）（以下「企業等」という。）を対象とする。

ただし、次に掲げる事項に該当する企業等は対象外とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行う企業等
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する企業等
- (3) 消費者金融を営む企業等
- (4) たばこ製造業を営む企業等
- (5) 賭博・ギャンブル（宝くじに係るものを除く。）を営む企業等
- (6) 法律に定めのない医業類似行為を営む企業等
- (7) 法令、規則等に違反している企業等
- (8) 政治的又は宗教的活動を主たる目的とする企業等
- (9) その他県が適当でないと認める企業等

### 4 要件

おうえん企業は、健康寿命延伸を支援する「運動習慣・栄養バランス・社会環境等の改善を応援する物資・場所・人材・技術・情報・媒体・資金」等の提供を行うものとする。

ただし、県が適当でないと認める活動は、おうえん企業としての活動の対象外とする。

### 5 申込等

- (1) おうえん企業として登録を希望する企業等は、登録申込書（別紙1）及び誓約書（別紙2）を大分県福祉保健部健康増進室（以下「健康増進室」という。）に提出する。
- (2) おうえん企業は、登録内容に変更があった場合、登録変更届（別紙3）を健康増進

室に提出する。

## 6 審査及び登録

県は、5（1）に基づく登録申込書の提出があった場合は内容を審査し、適当と認められる企業等を登録する。また、登録したおうえん企業の名称等を県ホームページに掲載する。

## 7 抹消

次に掲げる事項に該当する場合は、登録を抹消する。

- （1）登録後に、3のただし書きに掲げる事項に該当するに至ったと県が認める場合
- （2）おうえん企業から登録辞退届（別紙4）が提出された場合

## 8 活動状況等の報告

- （1）おうえん企業は、別に定める書式により、毎年度の活動状況等を当該年度末までに、健康増進室へ報告しなければならない。
- （2）（1）の規定にかかわらず、県は必要に応じ、おうえん企業に対しその活動状況等について、報告を求めることができる。

## 9 表示

おうえん企業は「健康寿命日本一おうえん企業」である旨を表示する場合は、企業名称とともに使用することとし、特定の商品名とともに使用してはならない。

## 10 その他

この要綱に定めるもののほか、登録制度の運用に関し必要な事項は、健康増進室長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成28年6月13日から施行する。

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。